



# 島根県報

平成25年9月24日（火）

第2,532号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

地方卸売市場の廃止の許可	（水 産 課）	2
地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出	（    "    ）	2

**【監査告示】**

包括外部監査人補助者の選任		2
---------------	--	---

**【正 誤】**

平成25年9月10日付け島根県報第2,528号中	（総 務 課）	3
--------------------------	---------	---

**告 示****島根県告示第649号**

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）第23条第1号の規定により告示する。

平成25年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

許可番号	許可年月日	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	開設者の住所	開設者の氏名又は名称
指令水第412号	平成25年8月26日	和江水産物地方卸売市場	大田市静間町2075番地	松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね
指令水第412号	平成25年8月26日	五十猛水産物地方卸売市場	大田市五十猛町2716番地4	松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね
指令水第412号	平成25年8月26日	大田水産物地方卸売市場	大田市久手町波根西2244番地3	松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね
指令水第412号	平成25年8月26日	仁摩水産物地方卸売市場	大田市仁摩町仁万1947番地1地先	松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね

**島根県告示第650号**

島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）第21条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第23条第2号の規定により告示する。

平成25年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	卸売業者の住所	卸売業者の氏名又は名称	廃止年月日
和江水産物地方卸売市場	大田市静間町2075番地	松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね	平成25年8月31日
五十猛水産物地方卸売市場	大田市五十猛町2716番地4	松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね	平成25年8月31日
大田水産物地方卸売市場	大田市久手町波根西2244番地3	松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね	平成25年8月31日
仁摩水産物地方卸売市場	大田市仁摩町仁万1947番地1地先	松江市御手船場町575番地	漁業協同組合 J F しまね	平成25年8月31日

**監 査 委 員 告 示****島根県監査委員告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人野津孝義から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年9月24日

島根県監査委員 藤 間 恵 一

同 平 谷 昭  
 同 法 正 良 一  
 同 後 藤 勇

- 1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
 税理士 金森允美 松江市外中原町9番地1  
 弁護士 西村信之 境港市松ヶ枝町60  
 弁護士 峠田晃宏 松江市比津町14-2 ヴィオーラ203号室  
 弁護士 大國暢子 出雲市天神町233-11
- 2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
 平成25年9月13日から平成26年3月31日まで

## 正 誤

平成25年9月10日付け島根県報第2,528号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	上から3	島根県告示第630号	島根県告示第629号
	上から17	島根県告示第631号	島根県告示第630号